

# 町職員の給与等のあらまし

町民の皆様にご理解をいただくため、平成17年度の職員の給与等の状況をお知らせします。  
(積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定による)

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### ① 採用と退職等の状況（平成17年度中）

区 分	採 用	離 職				免 職		
		退		自己都合 その 他	免 職			
		定 年	死 亡		分 限	懲 戒	失 職	離職計
一般行政職	2人			3人		1人		4人
技能労務職								
医 療 職	1人			2人				2人
計	3人			5人		1人		6人

### ② 職員数の状況（各年度4月1日）

区 分	17年度	18年度	対前年度増減数	主な増減理由	備 考
一般会計	59人	60人	1人	退職者不補充	職員数は、特別職、臨時職員、非常勤職員を除いた一般職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含みます。
特別会計	20人	15人	△5人		
計	79人	75人	△4人		

※町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

※平成17年度の79人には、平成17年4月1日に採用された職員（1人）を含みます。

## 2. 人件費等の状況

### ① 人件費の状況（全会計決算見込）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支（※）	人件費 B	人件費率 (B/A)
17年度	2,988人(H18.3.31)	5,694,099千円	△953,953千円	725,922千円	12.7%
16年度	3,079人(H17.3.31)	5,425,226千円	△868,470千円	791,804千円	14.6%

注) 人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。(特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。)

※) 実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

### ② 職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)	1人当たりの給与費 (医師除く)	備 考
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B			
17年度	81人	297,835千円	53,390千円	114,733千円	465,958千円	5,753千円	5,701千円	医師1名
16年度	84人	326,293千円	70,537千円	135,533千円	532,363千円	6,337千円	6,077千円	医師2名

### ③ 一般行政職平均給料等

区 分	平成17年4月1日現在	平成18年4月1日現在
平均給料月額	324,800円	326,900円
平均年齢	41歳0月	41歳4月

### ④ 初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

区 分	初任給	経 験 年 数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
18年度 一般行政職	大学卒	170,200円	278,000円	—	381,900円
	高校卒	138,400円	239,183円	281,650円	346,800円
17年度 一般行政職	大学卒	170,700円	—	357,200円	387,225円
	高校卒	138,800円	236,400円	272,100円	363,350円

⑤職員手当の状況（平成17年12月1日現在）

手当名	内 容				
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族・2人目まで1人6,000円又は6,500円・3人目から1人5,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算				
住居手当	①家賃の月額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 5,000円				
通勤手当	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から36,900円の範囲で支給				
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当（10月～4月）4,000円				
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給				
寒冷地手当	11月から3月まで支給 ①世帯主（扶養親族3人以上） 36,060円 ②世帯主（扶養親族2人以下） 30,620円 ③世帯主（扶養親族なし） 16,460円 ④世帯主以外 8,800円				
期末・勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	計	備 考
	6月期	1.3月分	0.7月分	2.0月分	平成18年度は1.9月分となります
	12月期	1.5月分	0.7月分	2.2月分	平成18年度は2.1月分となります
※職務の区分に応じて加算措置有り。					
退職手当	区 分	自己都合	定 年		
	勤続20年	21.00月分	27.30月分		
	勤続25年	33.75月分	42.12月分		
	勤続35年	47.50月分	59.28月分		
	最高限度	59.28月分	59.28月分		

⑥特別職の給料等（平成18年1月1日現在）

区 分	給料月額	期末手当	備 考
町 長	690,000円	6月期 2.0月分	平成18年度は1.9月分となります
助 役	580,000円	12月期 2.2月分	平成18年度は2.1月分となります
教育長	550,000円	加算措置：無	

⑦議会議員の報酬等（平成18年1月1日現在）

区 分	給料月額	期末手当
議 長	247,000円	6月期 1.9月分 12月期 2.1月分 加算措置：無
副 議 長	190,000円	
常任委員長	171,000円	
議 員	161,000円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後0時45分	午後0時45分～午後1時

②年次有給休暇の取得状況（平成17年1月～12月）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
3,094日	692日	81人	8.5日	22.4%

③病気休暇の取得状況（平成17年1月～12月）

取得職員数 A	取得日数 B	1人当たりの取得日数 B/A
11人	512日	46.5日

4. 職員の分限及び懲戒処分等の状況

区 分	人 数
休 職	3人(12件)
減 給	1人
免 職	1人
嚴重注意	3人

5. 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。  
町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めているところですが、平成17年度には1件の服務義務違反がありました。

6. 職員研修の状況

研 修 内 容	受講者数
職場外一般研修（初級・中級職員研修）	5人
職場外専門研修（法務応用研修）	1人
職場外専門研修（その他研修）	2人

7. そ の 他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれております。また、公平委員会からは「不利益処分に関する不服申し立ての状況」として、後志支庁管内では1件（分限休職処分）を受理したことが報告されています。（平成18年5月11日取り下げ）